

平成24年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月3日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成24年9月3日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成24年9月3日 午前11時17分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長	
	副市長	中島 庸二	健康づくり課長	
	教育長	杉崎 士郎	農林課長	中島 憲郎
	総務部長	中島 直宏	学校教育課長	神近 博彦
	企画部長	松尾 保幸	収納課長	堤 一男
	健康福祉部長	江口 常雄	税務課長	池田 英信
	産業振興部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	山口 健一郎
	建設部長	松尾 龍則	健康福祉課長	
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	茶業振興課長	
	会計管理者	三根 清和	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	総務課長	永江 邦弘	環境下水道課長	
	財政課長	筒井 保	水道課長	
	市民課長		農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	代表監査委員	西川 平七
	地域づくり・結婚支援課長			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	坂本 健二		

平成24年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成24年9月3日（月）

本会議第1日目

午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第5号 平成23年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について
- 報告第6号 平成23年度嬉野市健全化判断比率の報告について
- 報告第7号 平成23年度嬉野市資金不足比率の報告について
- 報告第8号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第44号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例について
- 日程第5 議案第45号 嬉野市合併振興基金条例について
- 日程第6 議案第46号 嬉野市景観条例について
- 日程第7 議案第47号 嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 建設工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第51号 建設工事請負変更契約の締結について
- 日程第12 議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第53号 平成24年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第54号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 平成23年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第56号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第57号 平成23年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第58号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第59号 平成23年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第60号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第61号 平成23年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費

特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第22 議案第62号 平成23年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第24 発議第4号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議第6号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第27 先議
発議第4号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について
発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
発議第6号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第28 委員長報告
総務企画常任委員会 防災について
文教厚生常任委員会 障害者福祉について
産業建設常任委員会 観光と地場産業の連携について

午前10時 開会

○議長（太田重喜君）

おはようございます。本日は全員出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、8月30日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。神近勝彦議会運営委員長。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。

それでは、8月30日に議会運営委員会を開催いたしまして、平成24年第3回嬉野市議会定例会の会期日程案を協議いたしましたので、その件について御報告申し上げます。

今回、第3回嬉野市議会定例会につきましてはの会期は、9月3日から9月28日の会期26日間といたしたいと思っております。

それでは、内容について御報告申し上げます。

第1日、9月3日月曜日、本日でございますが、本会議。開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、請願の委員会付託、議案一括上程、提案理由の説明、委員長報告というふうになっております。

9月4日火曜日並びに9月5日水曜日、常任委員会。

9月7日金曜日、本会議。一般質問。並びに9月10日月曜日、9月11日火曜日、一般質問。今回は13名の議員のほうから質問が出ておりますので、7日の日並びに10日の日を5人、5人、11日火曜日については3名というふうに、5、5、3ということで3日間行う予定にしております。

続きまして、9月13日木曜日、本会議。議案質疑。並びに14日金曜日、本会議。議案質疑。

9月18日火曜日、本会議。討論、採決でございます。この討論、採決につきましては、決算を除いた分についての討論、採決というふうに予定をしております。

次に、9月19日水曜日、本会議。議案質疑、決算。

9月20日木曜日、本会議。議案質疑、決算。

9月21日金曜日、委員会。決算特別委員会をこれから行います。

9月24日月曜日から9月27日木曜日までを決算特別委員会というふうにしまして、9月28日金曜日、本会議におきまして、委員長報告並びに討論、採決というふうに行いたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

議会運営については、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで今議会の議会運営についての報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に1番辻浩一議員、2番山口忠孝議員、3番田中平一郎議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は、本日から9月28日までの26日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3．諸般の報告を行います。

本日までに提出されました平成24年陳情第13号から陳情第23号につきましては、お手元に

配付しております陳情文書表のとおりです。

また、受理しました請願は、嬉野市議会会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付しております1号、2号請願文書表のとおり、総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

報告第5号 平成23年度嬉野市一般会計継続費精算報告書についてから報告第8号 専決処分の報告についてまでの4件の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、それをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第44号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例についてから日程第23. 議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。提案理由の御挨拶の前に一言お礼を申し上げたいと思います。

昨日開催いたしました第3回嬉野市の消防操法大会におきましては、早朝から副議長初め多くの議員の皆さん方が御出席いただき、また激励をいただきまして、ありがとうございました。講評でありましたように、本当に短い期間ではございましたけれども、消防団員の皆さん方の大変な御努力によりまして、今まで以上に充実した大会だったというふうに講評をいただいたところでございます。これも議会議員の皆さん方の御出席によりまして激励を受けた団員の諸君が頑張ってくれたものだというふうに考えているところでございまして、改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、本日、平成24年第3回嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員の皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意をあらわしますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

まず初めに、名誉な報告をいたしたいと思います。

先日、静岡県で開催されました第66回全国茶品評会の審査会で、蒸し製玉緑茶の部と釜炒り製玉緑茶の部でそれぞれ最高賞の農林水産大臣賞を受賞されました。また、あわせて産地賞の最高賞も獲得いたしました。蒸し製玉緑茶におきましては4年連続、釜炒り製玉緑茶の部におきましては2年連続日本一という偉業をなし遂げられ、嬉野茶と嬉野市の名を全国にとどろかせていただいたところでございます。これもひとえに生産者の皆様はもちろん、関係者の方々の並々ならぬ熱意と御努力のたまものと深く感謝を申し上げます。

次に、先月閉会いたしましたロンドンオリンピックでの日本選手の活躍には感動を受けたところでございまして、本市で合宿をしていただきました全日本女子柔道の皆様を初め、今

までのオリンピックにない成績を挙げられたということでございまして、心から敬意を表するところでございます。

加えまして、本嬉野市でもスポーツ等におきまして子どもたちのすばらしい活躍がありました。7月に開催されました中学校総合体育大会の県大会においては実力を遺憾なく発揮され、団体で3チーム、個人では11名もの生徒さんが九州大会に出場されました。さらに、全国大会にも多くの選手が出場させていただいたところでございます。

また、塩田中学校の谷口拓大君と五町田小学校の森香耀君が、第33回少年少女囲碁大会の県大会で見事優勝され、東京で開催されました全国大会に出場されたところでございます。このような子どもたちの活躍には、日々の御努力と先生方の熱心な御指導、保護者や地域の皆さんの御支援によるものと感謝するところでございます。

9月に入り、秋台風への警戒が必要な季節でございますが、去る7月に北部九州豪雨により甚大な被害を受けられました皆様に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の皆さんの一日も早い復旧をお祈りいたすところでございます。本市といたしましても、18日には、断水等が続きます柳川市、八女市、竹田市に対しまして、飲料水の支援を行ったところでございます。

一方、8月1日には、八女市に対しまして、九州茶主要産地の一員として、お茶農家や市民の皆様、JAや市職員の総勢25名による災害復旧支援隊を結成し、茶業の専門的な知識を生かしながら、茶畑の復旧作業などのボランティア活動に従事していただきました。心から御礼と感謝を申し上げますところでございます。

報道等により、これまでに経験したことがない大雨による災害の恐ろしさを目の当たりにし、市といたしましても、災害時における迅速な情報伝達や活動内容についての再確認等を行い、災害への備えと態勢に万全を期する所存でございます。

また、同じ日に県内で初めての取り組みといたしまして、市内の新聞販売店全8店の御協力をいただき、市民が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的とし、みまもりネットワーク協定の調印式も行いました。市内に約8,000部配達される新聞配達員の方が、何か異変を感じられたときに市へ通報していただく仕組みであり、安全・安心のまちづくりを構築するものでございます。このことは佐賀県で初めての取り組みということでお話し申し上げましたけれども、今後、新聞販売店以外の事業者の方にも御協力のお願いを検討してまいりたいと考えているところでございます。

さて、先月の18日、長崎市において、九州新幹線長崎ルート諫早・長崎間の起工式が行われ、いよいよ長崎ルートの一体的整備が始まりました。本市におきましても俵坂トンネルの掘削など着々と工事が進んでおり、10年後の全線開業に向けて大きく前進したことを実感してまいりました。23日には、都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会から報告をいただきました。嬉野温泉駅周辺整備を初め、近隣市町との連携など長崎ルート開業を念頭

に、観光振興や地域産業の振興など幅広く策定されております。魅力あるまちづくり計画を着実に実行し、開業までに交流人口の拡大に努めて集客力を図るよう、市民の皆様の御協力を賜りながら全力を挙げて構築してまいります。

それでは、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提出議案は、条例の制定3件、条例の一部改正3件、建設工事請負契約の締結1件、建設工事請負変更契約の締結1件、平成24年度補正予算議案3件、平成23年度決算認定について9件の全部で20件の議案と4件の報告について御提案いたすものでございます。

議案第44号から議案第46号の3議案は条例の制定でございます。

まず、議案第44号 嬉野市空き家等の適正管理に関する条例につきましては、空き家等を適正に管理し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与しようとするものでございます。

議案第45号 嬉野市合併振興基金条例については、市民の連帯強化及び地域振興を図るため、基金を設置するものでございます。

議案第46号 嬉野市景観条例については、景観形成の促進を図り、嬉野らしい良好な景観を将来へ引き継ごうとするものでございます。

議案第47号から議案第49号の3議案は、条例の一部改正でございます。

議案第47号 嬉野市行財政調査委員会条例の一部を改正する条例については、所掌事項及び委員の任期を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第48号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については、上位法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第49号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例については、嬉野総合運動公園全天候型多目的広場の完成に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第50号 建設工事請負契約の締結について及び議案第51号 建設工事請負変更契約の締結についての2議案は、地方自治法等の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第52号から議案第54号までは、平成24年度の一般会計及び国民健康保険特別会計並びに水道事業会計の補正予算に関するものでございます。

初めに、議案第52号 平成24年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出総額に7億5,315万2,000円を追加し、補正後の予算総額を139億9,145万3,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものとしたしましては、まちづくりに必要な財源を確保するため、合併特例債を活用した合併振興基金6億円の造成、また先般、市内においてAEDによって命が救われた例もあり、新たに公共施設6カ所へ設置費として217万8,000円、高齢者ドライバー

の交通事故防止の観点から、自主的に運転免許証を返納される方への支援事業として19万円、放課後児童健全育成事業を実施するために小学校の教室改修費として999万8,000円、茶の生産コストの低減や品質向上を図るため、荒茶加工施設の高度化補助事業として4,261万6,000円、農地の被害を防止するため、花立水路改修工事に6,145万5,000円、温泉資源の影響把握のための温泉水位観測業務に357万円、いじめの未然防止や事態に応じた適切な措置を講じるため、いじめ問題等発生防止にかかわる支援事業として39万5,000円を計上いたしております。

なお、補正に関する一般財源1億600万円余につきましては、平成23年度決算に伴う剰余金で対応いたしております。

次に、議案第53号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出総額に626万3,000円を減額し、補正後の予算総額を43億4,634万円とするものでございます。

その内容は、過年度分保険税の返還金及び前年度繰上充用金の減額が主なものでございます。

次に、議案第54号 平成24年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

昭和44年から長期にわたり鹿島市水道事業から給水を受けておりました塩田町平山地区の給水について、さきの鹿島市議会と嬉野市議会の議員全員協議会において嬉野市水道事業への給水切りかえの承諾をいただいたので、平山地区への配水管布設工事費を計上いたしております。先般、鹿島市長に御挨拶に参りまして、今までの御尽力に対しまして心からお礼を述べたところでございます。鹿島市民の皆様方の今までの御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。平山地区への配水管布設工事費を計上しておるところでございます。また、清水浄水場にAEDを設置するための備品購入費を計上し、収益的支出の補正後の予算総額を6億4,744万6,000円、資本的支出の補正後の予算総額を2億1,132万6,000円とするものでございます。

続きまして、第55号議案から第62号議案までは、平成23年度の一般会計及び特別会計の決算認定についてでございます。

初めに、一般会計の概要について御説明申し上げます。

地方交付税や法人税、固定資産税及び市町村たばこ税などの増加によりまして、実質収支は前年度に比べ約1億円増加し、約5億6,800万円になりました。また、別途報告しております財政健全化法に基づく健全化判断比率につきましても、実質公債費比率が前年度の12.4%から11.0%、将来負担比率も45.9%から39.1%となるなど、いずれの指標も健全段階を保っております。これまで進めてまいりました行財政改革の効果によるものと考えておる

ところでございます。

しかしながら、今後の財政状況につきましては、普通交付税の平成28年度からの段階的な縮減、市税の大きな税収が期待できないことに加え、社会保障費が一層増大してまいります。また、社会文化会館の建設、塩田中学校の改築工事、嬉野温泉駅周辺整備などの大型事業を控えており、今後、厳しい財政運営が予想されますが、引き続き健全財政の維持に努めてまいります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険費特別会計につきましては、歳入は約39億6,500万円、歳出は約40億9,800万円で、差し引き約1億3,300万円の赤字となっております。国民健康保険税は前年度に比べ約6,000万円の増となっておりますが、後期高齢者支援金、介護納付金や共同事業拠出金の増により歳出超過となっております。

後期高齢者医療特別会計外5特別会計につきましては、歳入決算額の合計額は約21億2,000万円、歳出決算額の合計額は約20億9,500万円で、実質収支は約2,500万円となり、各会計とも黒字決算となりました。

続きまして、議案第63号 平成23年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金の処分について議決をお願いするものでございます。

次に、決算につきましては、水道業務として給水戸数9,044戸、給水人口2万6,341人、年間配水量3,185トンを供給いたしました。また、水利用の効率を示します有収率につきましては81.8ポイントで、前年度より0.3ポイント減少いたしました。今後、漏水調査等を実施しながら有収率の向上に努めてまいります。

なお、決算の詳細につきましては、歳入歳出決算書、決算審査意見書、主要な施策の成果説明書、決算資料のとおりでございます。

以上で、本議会に提案いたしました議案20件につきまして概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては、担当課長から説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

なお、今会期中に契約案件等を追加提案の予定でございますので、よろしく御願い申し上げます。

まとめになります。今議会では13名の議員の皆様より一般質問をお受けいたしております。誠実にお答え申し上げたいと思いますので、よろしく御願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、平成23年度嬉野市一般会計及び各特別会計決算並びに嬉野市水道事業会計決算の審査結果について監査委員に報告を求めます。西川代表監査委員。

○代表監査委員（西川平七君）

皆さんおはようございます。お疲れさまでございます。監査委員の西川でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、平成23年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告申し上げます。

平成23年度嬉野市一般会計及び特別会計の決算審査を先月8月1日から10日まで実施いたしました。決算審査意見につきましては、副島監査委員と合議の上、作成をいたしまして、既に皆様方に配付をされております各審査意見書のとおりでございます。審査意見書は4種にわたっております。御確認をお願いいたします。

それでは、審査結果の概要を述べさせていただきます。

我が国の景気は、昨年の東日本大震災に係る復興関連事業などから国内需要が顕著に推移する中、個人消費については、自動車に対する需要刺激策の効果もあり、緩やかな増加を続けているほか、住宅投資も持ち直し傾向にあるところでございます。また、先行きにつきましては、各種の政策効果などを背景に景気が緩やかではありますが、持ち直していくことが期待をされています。しかし、海外景気の動向等により景気が下押しされるリスクも存在しており、まだまだ雇用情勢などとあわせて留意する必要があるところでございます。

このような中に、当嬉野市の財政面を見てみますと、平成23年度は人材派遣のほとんどが非常勤嘱託職員として直接雇用に変更になったことによる人件費及び子ども手当、生活保護費等の扶助費などの義務的経費の増加や、特別会計への繰出金等の増加が見られましたが、「歓声が聞こえる地域の再生」「嬉野ブランドづくり」「あんしん嬉野づくり」「行財政改革の推進」などを大きな柱といたしまして、積極的に事業の推進に努めていただいたと認めました。

また、嬉野市第二次行政改革大綱が第一次に引き続き策定をされまして、事務事業の再編・整理、廃止・統合、財政の健全化策の展開など、市政全般にわたる点検と改革のさらなる推進を図られており、経費の節減に努められていることが決算書等からも、うかがい知るところでございます。

それでは、今回の各会計の決算の審査結果の内容につきまして申し上げてみたいと思います。

審査を実施いたしました平成23年度嬉野市一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、附属書類でございます事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、そして定額の資金を運用するための基金の運用状況調書、これらの計数につきましては正確でございました。

一般会計においては、各財政指標等を見ると、経常収支比率については扶助費や繰出金の

増加等により86.2%と、昨年と比較いたしまして1.2ポイント低下をしております。しかし、起債制限比率及び公債費比率につきましては、それぞれ向上をしております。厳しい財政状況の中、市財政の健全化が図られていると認めたとところでございます。

特別会計においては、国民健康保険特別会計について、前年度同様、翌年度繰り上げ充用が行われております。早急な制度運営の健全化を図る必要があります。

嬉野温泉公衆浴場施設特別会計につきましては、決算上は約500万円の黒字ですが、歳入のうち3分の1は一般財源から繰り入れをしています。直営の施設として、余剰金と繰入金のあるあり方については厳しい財政状況を考慮すると、今後、検討の必要がございます。

その他の特別会計事業につきましては、順調に推移し、健全経営に努めていただいたと認めました。今後も引き続き努力されたいと思います。

なお、定額の資金を運用するための基金の運用状況については、目的に沿って運用されているものと認めました。

次に、平成23年度嬉野市水道事業会計決算については、嬉野市水道事業統合整備事業を完了されるなど順調に経営され、堅実に事業が進捗しているものと認めました。しかしながら、老朽化した施設を多く抱える本市にとっては突発漏水が発生する可能性があることから、引き続き積極的な漏水調査に取り組まされたいと思うところでございます。

水道事業は公共の福祉を醸成する上で極めて重要な使命を担っております。市民に安全で安心な水道水を提供するため、なお一層の事業の推進及び健全経営に努められたいと思います。

また、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書についても、関係書類はいずれも適正に作成をされており、特に指摘すべき事項はございません。

最後になりましたが、事業の実施に当たっては、急速に変化する社会経済情勢や複雑多様化する市民のニーズを的確にとらえ、限られた経営資源を効果的に活用できるよう、歳入の確保、歳出の抑制、事務事業の見直し、業務の委託、民営化等の取り組みを継続して推進し、今後も引き続き財源の重点的配分と経費の支出の効率化に努められたいと思います。

また、安定的な財政運営に向けた取り組みに努められ、市民一人一人が安心して暮らせる、そして次代を担う子どもたちが嬉野市に生まれ育ったことを誇りに思うことのできる「歓声が聞こえる嬉野市」、このまちづくりの推進に取り組まれることを期待して、審査意見いたします。

終わります。

○議長（太田重喜君）

お諮りします。議案第44号から議案第54号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第54号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りします。日程第24から日程第26までの発議第4号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例、発議第6号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則までの3発議議案につきましては、議事運営上、早急に議決を受ける必要があります。したがって、直ちにこれを先議し、質疑、討論、採決まで先議表決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。発議第4号、第5号、第6号については質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これから発議第4号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長神近勝彦議員。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

それでは、発議第4号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項で準用する同法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

嬉野市議会議長 太田重喜様。

提出者は、嬉野市議会議会運営委員会委員長、私でございます。

理由としましては、嬉野市議会基本条例の充実のためでございます。

内容について御説明をしたいと思います。

それでは、嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例の中身について御説明申し上げます。

嬉野市議会基本条例（平成21年条例第16号）の一部を次のとおり改正する。

目次中「（第6条―第8条）」を「（第6条―第9条）」に、「（第9条・第10条）」を「（第10条・第11条）」に、「（第11条）」を「（第12条）」に、「（第12条―第16条）」を「（第13条―第17条）」に、「（第17条―第19条）」を「（第18条―第20条）」に、「最高規範性」を「条例の位置付け」に、「（第20条・第21条）」を「（第21条・第22条）」に改める。

前文中「政策立案、行政の監視、そして情報公開で分かりやすい議会をつくるなど、責任ある議会活動」を「政策形成機能の向上、行政への監視及び評価機能の強化等を充実させるとともに、積極的な情報公開及び情報発信を推進することにより、市民に分かりやすい議会として、市民に身近な開かれた議会活動」に、「行政にかかわる者」を「市政にかかわるもの」に、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に、「耐え得る」を「堪え得る」に、「本条例」を「この条例」に改

める。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員のあり方に係る基本事項を定め、議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、また市民への情報公開と市民の市政参加を推進して、地方自治の本旨に基づき的確に市民の負託に応え、もって豊かなまちづくりの実現と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第2条第1号中「議会を目指すこと」を「議会であること」に改める。

第2条第2号及び第3号を次のように改め、同条第4号を削る。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握して市政に反映させるために、政策立案、政策提案等の政策形成機能を強化すること。

(3) 市民の市政への参加意欲と理解が高まるように、分かりやすい言葉を用いた議会運営及び情報発信をすること。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 条例の位置付け及び見直し手続

第21条を第22条とし、第20条を次のように改め、同条を第21条とする。

(条例の位置付け等)

第21条 この条例は、議会の基本を定める規範であり、議会及び議員のあり方の理念を示すものである。

2 議会及び議員は、この条例の最高規範性を意識し、議会及び議員のあり方の理念を実践しなければならない。

3 議会は、前項の最高規範性の意識付けと、議会のあり方の理念の実践認識を議員に浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

第7条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(議会の議決すべき事件)

第7条 法第96条第2項の規定による嬉野市議会が議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本構想（市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。）を定め又は改定すること。

(2) 前号の基本構想の基本計画（基本構想で定めた嬉野市を実現するために必要な施策の方向性とその内容を体系的に示す計画をいう。）を策定又は変更すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

2 嬉野市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止(平成24年条例第1号)は、廃止する。

以上でございます。

○議長(太田重喜君)

次に、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第4号の質疑を終わります。

次に、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長神近勝彦議員。

○議会運営委員長(神近勝彦君)

それでは、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項で準用する同法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成24年9月3日提出、嬉野市議会議長 太田重喜様。

提出者は、嬉野市議会議会運営委員会委員長、私でございます。

理由、委員会の会議を公開するためでございます。

内容について御説明申し上げます。

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市議会委員会条例(平成18年条例第152号)の一部を次のとおり改正する。

第19条を次のように改める。

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、これを公開する。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第20条を次のように改める。

(秘密会)

第20条 委員会は、委員長又は委員の発議により議決したときは、秘密会とすることができる。

2 前項の委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会に諮って決める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第5号の質疑を終わります。

これから発議第6号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長神近勝彦議員。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

続きまして、発議第6号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項で準用する同法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成24年9月3日提出、嬉野市議会議長 太田重喜様。

提出者は、嬉野市議会議会運営委員会委員長神近勝彦、本人でございます。

理由、嬉野市議会の表決方法に押しボタン式投票を加えるためでございます。

内容について御説明申し上げます。

嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則

嬉野市議会会議規則（平成18年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第68条第1項中「議長が表決」を「議長は表決」に、「可否」を「その可否」に改め、同条第2項中「出席議員2人」を「出席議員の2人」に、「記名又は」の次に「押しボタン式若しくは」を加える。

第69条第1項中「出席議員2人」を「出席議員の2人」に改め、「記名又は」の次に「押しボタン式若しくは」を加え、同条第2項中「記名投票と無記名投票」を「複数の投票方法による投票」に改める。

第70条を次のように改め、同条の次に次の1条を加える。

（記名投票）

第70条 記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と氏名を、問題を否とする議員は反対と氏名を所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

（押しボタン式投票）

第70条の2 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする議員は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする議員は、投票機の反対ボタンを押すことによって投票する。

2 押しボタン式投票における表決において、賛否を表明しない議員は議場の外に出るものとする。

第71条を次のように改める。

（無記名投票）

第71条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、問題を否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

附 則

この規則は、平成24年9月5日から施行する。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

次に、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第6号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第4号から第6号までは委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第4号から第6号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本件につきましては、さきに諮りましたとおり、直ちに討論、採決を行いたいと思います。

発議第4号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで発議第4号の討論を終わります。

これから採決します。発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第4号 嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第5号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する

条例については可決されました。

次に、発議第6号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第6号 嬉野市議会会議規則の一部を改正する規則については可決されました。

日程第28. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託しておりました調査事件について、各委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、防災についての報告を求めます。大島恒典総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（大島恒典君）

皆さんおはようございます。それでは、6月に総務企画常任委員会に付託を受けておりました防災についての報告をいたしたいと思っております。

まず冒頭ですけれども、訂正方をお願いしたいと思います。

1ページ目の一番下から2段目ですけれども、原子力災害対応暫定非難、「非難」が変換ミスで間違っておりますので、訂正方よろしく申し上げます。

それでは、報告します。

総務企画常任委員会報告書

平成24年6月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告します。

付託事件名 防災について

総務企画常任委員会では、上記付託事件調査のため、平成24年8月17日に唐津市役所および伊万里市役所において現在までの原子力防災について聞き取り調査を行った。

調査の理由

昨年3月11日に東北地方を襲った地震、大津波による福島第一原子力発電所の事故以降の対策について、玄海原子力発電所に最も隣接している唐津市及び伊万里市のこれまでの取り組みについて調査することにより、今後の原子力発電所の事故を想定した場合の嬉野市における対応について、調査を行った。

調査内容としましては、別紙を御参照ください。

委員会の意見といたしまして、

現在、E P Z（原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）は国において見直しが進められているが、現在も以前の10キロ圏内のままである。国の明確なE P Zの範囲決定が示されないまま佐賀県、唐津市、伊万里市は範囲を20キロ圏内に広げ、また30キロ圏内も視野に入れた原子力災害対応暫定避難（行動）計画をいち早く作成されている。

両市の避難計画では、佐賀県原子力災害暫定行動計画に基づき、唐津市は主に佐賀市を中心とした県内東部地区、伊万里市は武雄市を中心とした県内南西部に住民の避難を計画している。嬉野市においても伊万里市の一部からの避難者の受け入れが市内の施設に計画されており、今後当市としても緊急時のスムーズな受け入れや運営ができるよう県と連携を密にして実効ある体制づくりを進めていくことが望まれる。

嬉野市は、30km圏内にはないが、事故の規模や冬場の季節風などを考えると地域防災計画の中に原子力災害も取り入れていくべきと考える。また福島原発事故以降いまだに農産物などへの放射能汚染の風評被害が福島県内にとどまらず、多くの自治体で大変苦慮しておられる状況にある。そのような風評被害を起ささないためにも嬉野市内の平常値（自然値）の放射能の値を、幾つか定点を決めて季節ごとや風向き、気温等を考慮しながらデータをしっかりと蓄積しておく必要があり、佐賀県などに協力要請して早急に取り組むべきと考える。

九州電力との地域安全協定については、福岡、長崎が先行して締結がされている状況にあり、唐津、伊万里市とも早期の締結に向けて努力しておられる。唐津市では九電と個別の交渉がすすんでいるということだったが、伊万里市では佐賀県市長会を通じて安全協定の早期締結の要請をされている。しかしながら、県内の市町において安全協定の取り組みに温度差があること、また伊万里市においては、原発立地自治体並みの協定締結を目指しておられる事もあり、締結が遅れているとの説明であった。

嬉野市においても安全協定については、今後の市民の安全・安心を守るためにも取り組んでいく課題だと思われる。また、玄海原子力発電所の再稼働について、現時点では国の判断が下されない状況にあるが、原子力災害対策は粛々と進めていくべきと考える。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。こ

れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。防災については報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、障害者福祉についての報告を求めます。梶原睦也
文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（梶原睦也君）

それでは、文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成24年6月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100
条の規定により報告をいたします。

付託事件名、障害者福祉について。

調査理由といたしまして、

障害者福祉についてはさまざまな課題が山積している。障害者の雇用の面においてもしかりで、障害者の自立という点ではまだまだ立ち遅れている。

この点については、国の施策によるところが大きいと思われるが、本市においても今後、障害者雇用に関する問題提起がなされるであろうことは容易に予測がつくところである。

そこで、その対策を研修するために、積極的に障害者雇用に取り組んでいる大分市の社会福祉法人シンフォニーを視察し、今後の本市における課題解決の参考とするために調査研修を行った。

調査の概要

視察地 大分県大分市社会福祉法人シンフォニー

シンフォニーは大分県大分市を拠点に社会福祉事業全般にわたって事業展開をされております。

法人の理念といたしまして、安心を創る まちで働く・まちで暮らす。

利用者数は、利用者130名、従業員41名、職員数90名となっております。

事業概要及び調査内容。

社会福祉法人シンフォニーは「就労継続支援事業所」として一般企業への就職が困難な知的障害者に就労機会を提供するとともに生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供しております。同事業所の形態にはA、Bの2種類がありまして、A型は障害者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障する仕組みの雇用型、B型は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける非雇用型であります。

同事業所では、障害者が地域に溶け込んで生活できる環境づくりを目指しておられます。

B型事業所のコンチェルトでは、包装作業、喫茶作業、清掃作業が行われており、A型移

行への訓練の場の役割も果たしております。

A型事業所のネバーランドは、市内4カ所に喫茶・レストランを展開しており、同事業所によりますと、「基礎的な訓練を施設内で実施することも大切だが、現場と違った環境で模倣的に訓練するよりも、実際の仕事と同じような環境を用意し、そこで体験を積み重ねていく方式の就労訓練のほうが有効だ。」とのことであります。

同事業所が一番こだわっているのが「障害者が町で働くこと」であり、このことが今の形態の基本となっております。

委員会で昼食をとりましたネバーランドコンパル店におきましてはフードコート方式を採用し、障害者を持った方がスムーズに作業できるよう工夫がなされておりました。

これは、客がレジで注文・支払いを済ませ、番号カードを受け取ってテーブルの上に置いておくと、それを目印に利用者——これは施設利用者でございます——が客に料理やドリンクを運んでくる。また、店舗も清潔で、利用者も思ったよりてきぱきと働いておられ、通常のファミリーレストランと差異はございませんでした。

このような形で訓練を重ね、利用者の中から地元のファミリーレストランに就職ができたケースもあったとのことでございました。

委員会の意見といたしまして、B型事業所のコンチェルトでは利用者が真剣なまなざしで贈答品の箱詰め作業をされており、A型事業所のネバーランドでも一生懸命な中にも楽しそうに働いておられる姿に共感を覚えました。

同事業所につきましては、村上理事長の障害者の自立支援に対する強い思いと、そのリーダーシップで事業がなされてきたこと、また県などのバックアップがあったことも順調な事業展開の要因であったと考えられます。しかし、B型からA型へ移行した利用者がB型へ戻るケースなどもあり、まだまだ課題があるのも事実でございます。

その中でも一番の課題が事業費であり、この点については補助金も含め国、県の支援の充実が必要と思われました。

佐賀県におきましては、障害者の雇用率はこれまでの上位県である大分県の2.00%に対しまして2.16%と、全国的に見てもよいほうでございますが、特に知的障害者の雇用については仕事に対する適応能力を理解することなど、さらなる対策が必要でございます。

知的障害者がまちに出て働くということは、障害者を取り巻く環境が相当に整備されていないと難しい。一事業所だけでできることではございませんし、行政のバックアップが大切でございます。その他、入所希望者に対する情報提供や支援学校との連携も必要でございます。また、25年4月より障害者優先調達法が施行されますが、障害者の雇用環境が少しでも改善されることを期待したいところでございます。

本市の障害者雇用の実態は、A型5事業所に20人、B型15事業所に73人の方が就労されております。

今回の視察で本市におきましても一般企業での雇用を目指すことができる体制づくりの必要性を感じたところでございますが、まずは市、県、国が連携して取り組むべきであります。

本市におきましては、60歳以下の身体障害者が541名おられますが、全体的な障害者雇用につきましてはまだまだ不備な点があり、このことも今後の大きな課題であります。

特に、本市はユニバーサルデザインを推奨しており、今後の対策といたしましてはソフト、ハード両面におけるバリアフリーの取り組みに力を注ぐべきであり、健常者と障害者が理解し合えるまちづくりを今後とも推進すべきと考えます。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。障害者福祉については報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、観光と地場産業の連携についての報告を求めます。田中政司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（田中政司君）

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成24年6月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

付託事件名、観光と地場産業の連携について。

調査内容。

現在、県内県外を問わず他の自治体におきましては、公共もしくは民間主導などさまざまな形で農産物や地場産品の直売所（道の駅、海の駅）などが多数開設運営をされており、中には年間数億円を売り上げ、数万人の観光客を誘客することで、地場産業の振興、あるいは雇用、さまざまなイベント開催による地場産業との連携など、地域振興に大きな貢献をされている施設も数多く見受けられるところであります。

委員会では、武雄市山内町の道の駅「黒髪の里」と長崎県大村市のおおむら夢ファーム「シュシュ」を視察いたしまして、その運営方法や活動・展開状況などを調査いたしました。主な内容。

山内町 道の駅「黒髪の里」、野のもてなし料理「なな菜」についてでございますが、管

理運営につきましては、黒髪の里運営協議会で運営をなされております。

平成10年4月の開設で、敷地、施設は山内町、現在は武雄市の所有になっておりまして、指定管理者制度により黒髪の里運営協議会というのが運営をされているところであります。会員数が437名ということで、そのうち農産物の部会員が364名というふうになっております。

事業概要といたしまして、山内町の「道の駅」におきましては、平成10年度の開設以来順調な滑り出しで、平成19年には会員数も当初の198名から414名に増加をし、販売所の増設も行われております。また、施設内に平成16年に食事施設「なな菜」も開設されておりまして、年4回のイベントを会員の協力で開催をされております。

しかし、その両方の施設とも平成19年度の売り上げを最高に、「農産物直売所」はピーク時2億6,300万円の売り上げだったのが18%減の2億1,900万円、「なな菜」におきましては、ピーク時6,600万円だったのが16%減の5,550万円となっており、来客数も23年度、「黒髪の里」では27万9,000人、「なな菜」では4万7,000人と、いずれもピーク時より20%弱減少しているというふうな現状であります。

続きまして、おおむら夢ファーム「シュシュ」につきましては、管理運営は農業生産法人「有限会社シュシュ」で行われておりまして、大村市福重地区の専業農家8戸による生産法人であります。従業員が80名、内訳でいきますと、正規従業員を20名、年間契約の臨時が20名、パート40名ということで運営をされております。

事業の概要といたしましては、おおむら夢ファーム「シュシュ」におきましては、120戸の地元農家が商品を提供している農産物直売所「新鮮組」、これを中心といたしましてアイス工房やパン工房、レストラン、加工所などの施設を随時増設されまして、食育体験や収穫体験、あるいは農業塾などの6次産業のメリットであります新鮮、安全、安心を十分に生かしながら消費者の方に感動を与え、地域の活性化とともに農業後継者の育成を図るということを目的に運営がされているところであります。

現在、年間売り上げが約7億円程度ということでありまして、来客数が約49万人ということでもあります。

委員会の意見といたしまして、今回、山内町の道の駅「黒髪の里」「なな菜」と、大村市の産地直売所おおむら夢ファーム「シュシュ」を視察いたしまして、まず同じ産地直売所でありながら、その経営の理念、形態、内容等の違いによりましてその業績や勢いというものに大きな差があるということを痛感いたしました。

「黒髪の里」「なな菜」におきましては、売り上げが減少の要因といたしまして、視察先におきましては、一般的な経済状況の悪化、また近隣地域でのいわゆる直売所の過密化というものが非常に大きな要因だというふうに挙げられておりましたが、委員会としてはそれも要因の一つであるというふうには思いますが、他の施設では買えない、または味わえないなど、その施設における唯一無二の商品開発というのが若干足りないのかなど、また、お客

(観光客) へのPRなども不足しているのが大きな要因の一つではないかなというふうに考えたところでもあります。

その点、大村の「シュシュ」におきましては、直売所や各工房（パン工房、アイス工房）等々あるわけですが、体験教室などにそれぞれ担当の従業員を配置し、常に新しい商品開発や取り組みを提案させ、それを具体化するという仕組みが組織化をされており、唯一無二の新しい商品が常に生まれている現状であります。リピーターを飽きさせない取り組みが行われているということが集客の増加につながっているというふうに考えたところでもあります。

今回、地場産業の連携という観点からこの2施設の視察を行ったわけですが、当初の観点とは若干異なったわけですが、地場産業がもたらすことができる観光客誘致という観点から見れば、夢ファーム「シュシュ」におきましては、いち早く6次産業化のメリットをとらえ農産物直売所のみならず地元産品を使ったレストラン、あるいは各種工房、加工施設の開設、また消費者を集めての各種体験教室や農業塾などの開催を通じ、都市と農村の交流拠点として年間49万人を集客されているという実績は非常に素晴らしいものであり、嬉野市としても参考にしなければならない施設ではないかなというふうに思ったところでもあります。

また、今回の2施設は指定管理者制度での運営、それと民間運営という違いではあったわけですが、施設の健全な運営と地場産業の振興を図るためには運営方法の違いだけではなく、運営するその「人」の違いであるということも感じた今回の委員会としての調査だということで報告をさせていただきます。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず、「シュシュ」についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども、「シュシュ」の開設時期、そして売り上げの推移等々がおわかりであればお示しをいただきたいということと、今回の報告の中にグリーンツーリズムについて記されておられませんけれども、そのことについてお尋ねがされたのかどうか、まず第1点お伺いをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

田中政司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（田中政司君）

「シュシュ」の開設は、「シュシュ」としては社名を変更したのが平成15年の8月ということでありまして、その前身、大もとになるのは平成8年に、いわゆる地域の人たちが地域で何とかしようということで、農産物直売所から始められたということでもあります。

グリーンツーリズムにつきましては、具体的に、じゃ、ツーリズムがどうだというふうな質問はいたしておりませんが、先ほども申し上げましたように都市の方を農業塾、あるいは体験教室等を通じてやっておられると、年間を通してやっておられるというところだという

ふうに説明をお聞きいたしました。

売り上げの推移については、常に右肩上がりであるところは来ているというところであり
ます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

売り上げについては私も調べておりましたので。

実は、ここ今グリーンツーリズムについて、農家民泊、この会員の方が4戸、実質運営を
されておられるんですよね。これが非常におもしろい取り組みだなと思って、私もいずれま
たお伺いしに行きたいなと思ったところで今回報告でしたので、今そのことをお尋ねしたと
ころであります。そこまで聞いておられなかったら、また後でお調べをいただきたいという
ふうに思います。

それと、実は今回「シュシュ」と「黒髪の里」について御報告がっておりますけれども、
この一番最後の下から4行目のところに「参考にしなければならない。」という文言があり
ます。先ほど委員長の報告に対しては、嬉野市としてということで報告をされましたけれ
ども、現在、嬉野市においては、「みゆきの里」、「まんぞく館」等々の道の駅があるわけ
ですけれども、この文言というのは、これは市の執行部の担当者というものがこのことを受け
とめながら「まんぞく館」なり「みゆきの里」に対して提言をしてほしいという意味を込め
ての意見なのかということを確認したいと思います。

○議長（太田重喜君）

田中政司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（田中政司君）

今現在、「まんぞく館」、「みゆきの里」、塩田では塩田の直売所があるわけございま
すが、それも含んではおるわけですが、今後、シーボルトの湯等の横にそういう計画もござ
います。まだ今のところは、あくまでもどういうふうな施設をつくるのか等々については現
在計画ということであります。また、茶業研修、茶の資料館等も現在計画をされておしま
す。そういう中において、どういうふうなその運営方法をするのか、あるいは経営の方法
をするのかということを経営部の方は十分こういう施設を参考にしながら、よりよい観光と
地場産業の連携については十分そこら辺を考えていただきたいという思いでの参考にしてい
たいというふうなことで書いております。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

最後に、遊びになりますけれども、「シュシュ」の社長さんの名前御存じですか。

○議長（太田重喜君）

田中政司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（田中政司君）

山口さんです。よろしいでしょうか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島議員。

○10番（副島孝裕君）

この山内の道の駅についてですけれども、指定管理者制度ということで運営をされるということで聞きました。多分これ合併前の山内町のとよからの引き続きだと思っております。これについて指定管理者制度にされた経緯等がわかられたら、ぜひ伺いをしたい。

それと、調査報告の末尾にありますように、やはり運営をするのは「人」という立派な調査結果もありましたので、その辺、大村の「シュシュ」と、それから指定管理者制度である道の駅のその辺の違いについて、指定管理に関連するところから委員長の考えを伺いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

田中政司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（田中政司君）

まず、山内町の「黒髪の里」、指定管理者制度で当時、私が説明を受けた段階で山内町のほうでは、町のほうで施設をつくり、土地も市が——その当時は町ですね——提供し、そして運営をされていたと。それが指定管理者制度となったのが、要するに市が合併をいたしまして、そのときに、いわゆる何といいますか、そういう制度、指定管理者制度ということではっきりとした制度というふうに移行しているというふうにお聞きをいたしました。現在そこで武雄市のほうへ800万円程度を使用料として支払いをしているというような現状であります。

先ほどの「人」ということですが、要するに指定管理者制度と個人経営というふうになりますと、やはり指定管理者制度ということになれば非常に制約等もありますが、やはりそれを組織化して進んでいくためには、やはりそこで働いているといいますか、運営をされているその組織をつくっていくというそれが非常に難しいといいますか、いろんな人の意見を聞かなければいけない、そういう中において個人で運営をして個人の利益を上げていくという「シュシュ」の場合は生産法人でやっておられるわけですが、一つの理念の中でどんどんどんどん新しい展開をスピード化といいますか、そういうのが非常にできているなどというふうなとらえ方をしたというところでもあります。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

年間使用料を800万円支払って運営をされているということ、当然これは指定管理者制度ということで管理費等は市から受けてられないのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

田中政司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（田中政司君）

具体的にそこら辺の使い道といいますか、そこら辺はあれですけど、要するに指定管理者ですから、施設の補修等々においては当然市の持ち物ですから、やっておられると。そして、管理費用として要するに804万円、施設の使用料として黒髪の里運営協議会が市のほうに支払いをしているというふうなことの説明がございました。

○議長（太田重喜君）

副島議員。

○10番（副島孝裕君）

大村の「シュシュ」の農業塾について、内容がわかったら少し教えてください。

○議長（太田重喜君）

田中政司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（田中政司君）

農業塾については、要するに、ここにあるわけですが、1つは団塊の世代に向けた、いわゆる機能支援といいますか、要するに今から農業をやっていこうとされる方を対象にといいますか、そういう方を対象にまずやっておられて、そして、いろんな農作業を通しながらその近辺の荒廃といいますか、ちょっとしたそういうふうなところがあればそういうところを世話しながら農家になってもらうというふうなことをやられておるようです。

現在のところ、平成19年に開所いたしまして、平成22年現在では約250名の塾生に参加をいただいているということでございまして、活動内容といたしましては、栽培指導にとどまらず農機具の使い方、あるいはブルーベリージャムのつくり方、そば打ち体験等を年間のカリキュラムに入れましてやっておられるということでございまして、今話題になっていますのは、塾生が芋をつくって、その芋で自分の焼酎をつくると、オリジナルの焼酎として売っていくというところまでやられているということでもあります。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、ただいまの報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。観光と地場産業の連携については報告のとおり了承することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前11時17分 散会